

空家対策に関する近江八幡市内事業者名簿作成の募集等に係る要領

(目的等)

空家問題の早期解決に繋げることを目的とし、本市の空家に関する所有者等からの相談や受託、市の担当部署からの問い合わせ等について協力を得るため、下記の要件等に該当する事業者を募る。

この要領に基づき募った事業者で名簿記載要件に該当した場合は、「空家対策に関する近江八幡市内事業者名簿」に事業者名および業務内容等を記載し、空家に関する相談等が可能な市内事業者として、ホームページ等において広く情報提供するものとする。

(募集事業)

空家問題に関する業種は多岐に渡ることから、事業者自らが事業内容を明記して応募するものとする。

(例：相続登記に関すること、解体工事に関すること、建築設計(用途変更)に関すること 等)

(募集期間)

特に期間は設けず随時募集とし、追加の事業者があった場合は定期的に名簿を更新するものとする。

(名簿記載要件)

次の要件すべてに該当する事業者の事業について、名簿に記載するものとする。

1. 市内に事業所（本社又は営業所）を開設して3年以上経過している。（応募時点）
2. 空家対策に関する業務の事業者である。
3. 相談・受託する業務に必要な許可、資格等を有している。
4. 市内における業務実績があり、実情を把握している。
5. 担当する相談業務等について協力し、真摯に対応する。

（見積業務のみの依頼で、受託とならないケースも想定される）

6. 暴力団等に関係・関与する事業者でない。
7. 市税の滞納がない。

(名簿の削除)

次のいずれかを確認した場合、名簿から事業者等の情報を削除するものとし、いずれの場合も事業者に削除したことを連絡するものとする。

1. 相談者とトラブル等が起こり、事業者からの聞き取り結果も踏まえ、真摯な対応が行われていないと判断したとき。
2. 事業者から名簿の削除申請があったとき。
3. 事業者の許可、資格の廃止や剥奪、犯罪行為等を把握したとき。